

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

同族会社の特別税率

Q：私は、友人と2人で共同して株式会社を設立しようと思っています。

ところで、このような会社は同族会社に該当し、法人税も特別税率が適用されると聞いたのですが、この特別税率の概要について教えてください。

A：同族会社が多額の所得をあげ、その所得の一定限度を超えて会社内部に留保した場合は、通常の法人税額他に、留保金額に対する特別税額を加算した法人を納めることになっています。

【解説】

同族会社については、株主配当や役員賞与などが行われていなかったり、自由になっているケースが多く、非同族会社とのバランスという立場から留保金額に対する特別税率の制度が設けられています。

具体的には、同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合に、その超える部分の金額（課税留保金額）を次のように区分して、それぞれ次に掲げる特別税率を乗じて計算した金額の合計額を通常の法人税額に加算することになります。

| 課税留保金額のうち | 特別税率 |
|------------------|------|
| 年3,000万円以下 | 10% |
| 年3,000万円超、年1億円以下 | 15% |
| 年1億円超 | 20% |

